

平成29年4月13日

答申第769号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「未収受信料の簿外残高について、①平成28年3月末時点の各発生年度別残高の内訳、②28年3月末時点で27年3月末より減少した各発生年度別の金額の内訳、③②で回収以外の原因で減少した金額、原因別内訳、消失処理の決裁条件」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち①および②は開示したが、③は文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在しないため開示することができない。

なお、受信料の債権は、個別の契約者ごとに管理しているが、日々、変動する債権については日常業務で処理しているため、消失処理の決裁条件に係る文書は存在せず、また当該債権の変動を原因ごとに集計する必要がないため、回収以外の原因で減少した金額、原因別内訳をとりまとめた文書は存在しない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年4月13日（第248回審議委員会）

第782号諮問、審議、答申